

国建研監発 第 5 号
平成 27年 6月 23日

国立研究開発法人建築研究所
理事長 坂本 雄三 殿

監事 角南 国隆 

監事 深田 晶恵 

平成26事業年度の監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人建築研究所（平成27年度より国立研究開発法人建築研究所）の監査報告を作成したので、国立研究開発法人建築研究所監事監査規程第10条の規定に基づき、別紙の通り監査報告を提出いたします。

(別紙)

平成26事業年度監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人建築研究所（平成27年度より国立研究開発法人建築研究所）（以下「研究所」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監事の監査の方法及びその内容

両監事とも、平成27年4月1日付けで国土交通大臣より新たに任命されたところであり、着任後、各監事は、理事長、理事、総務部門、企画部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、役員懇談会、幹部会その他重要な会議に出席して情報の収集に努めたほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受けた。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

次に、当該事業年度中に実施された監査に係る監事指摘事項に関し、適切に改善がなされているかを点検するとともに、監査計画に基づき、研究所の業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

なお、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施されていると認める。また、当該事業年度

(別紙)

は、研究所にとって、通則法第35条の6第1項第2号に規定する事業年度（中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度）であることから、同条第3項の報告書案について報告を受け、説明を求めた結果、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関し、研究所の業務方法書に記載された内容は相当であると認める。ただし、業務方法書において定めることとされている事項のうち、本監査報告の作成日においても「リスク評価と対応に関する事項」、「情報セキュリティの確保に関する事項」等の整備が不十分なものについて、早期に整備することが必要である。

3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）に関する会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 随意契約の見直し等

「随意契約等見直し計画」の実施状況及び研究所の契約（随意契約、一者応札、一者応募）の点検、見直しについては、外部有識者及び両監事から構成される契約監視委員会において定期的に審議されており、契約の状況は適正なものと判断した。

なお、随意契約件数が増加しているが、これは「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「平成25年閣議決定」という。）

5. (1)に係る総務省通知（平成26年10月1日付け総管査第284号）に基づき、研究開発業務を考慮した随意契約（試験研究機器の保守・点検で、当該機器の開発や製作を行った一の者にしか行うことができないと認められるもの）を10月28日より試行したためである。

(別紙)

2 給与水準の状況

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、いずれも国家公務員の給与制度に準拠するとともに、国に準じて運用されており、妥当である。また、理事長の報酬水準についても、職務内容の特性、業務実績評価等を勘案して、妥当と判断される。なお、役員職員の報酬・給与等の水準及びそれが妥当であるとする理由については、適切に公表されている。

3 平成25年閣議決定の別紙に記載された措置

業務の効率化を図るため、事務用品やコピー用紙の購入、施設管理・運營業務、一般廃棄物処理業務等について、土木研究所を含む複数機関との共同調達を実施した。次年度以降、共同調達のさらなる範囲拡大を検討すべきである。

なお、都市再生機構技術研究所の移管は当該事業年度中に完了している。

平成27年6月23日

国立研究開発法人建築研究所

(旧独立行政法人建築研究所)

監事

角南国隆 

監事 (非常勤)

深田 昭 

(自署)